

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第58号
防整建第1757号
令和8年1月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
安 枝 亮

防衛省整備計画局建設制度官
小 長 大 輔

防衛省が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに測量及び建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）からの暴力団排除を推進するため、警察庁と防衛省は、都道府県警察と地方防衛局及び地方防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）において、下記のとおり、運用が図られるよう取り組むことについて合意する。

なお、「防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年6月5日付警察庁丁暴発第87号、経施第6992号）については、令和8年1月27日限りで廃止する。

記

1 防衛省が発注する工事等から暴力団を排除するための連絡体制等

(1) 排除対象等

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除を推進するため、都道府県警察から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる業者（以下「暴力団関係業者」という。）として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった業者等、明らかに受注者等（下請負人（再委託の相手方を含む。）を含む。以下同じ。）として不適当と認められる業者については、当該状態が継続している間、防衛省が発注する工事等から排除するものとし、その解釈及び排除対象は次のとおりとする。

ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者

役員等（受注者等が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与してい

る者を、受注者等が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受注者等が団体である場合には代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。

）が、暴力団又は暴力団員である業者をいう。

イ これに準ずる業者

- a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等しているときにおける当該業者。
- b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているときにおける当該業者。
- c 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該業者。
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等しているときにおける当該業者。

ウ 当該状況が継続している間

実質的に当該状況が継続しているか否かで判断するものとする。

(2) 排除手続等

ア 発注者が受注者等に関し暴力団関係業者と疑われる何らかの実態、行為等の情報を得たときは、暴力団関係業者に該当するか否かについて、地方防衛局会計課長等（北海道防衛局、東北防衛局及び近畿中部防衛局の総務部会計課長並びに北関東防衛局、南関東防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局の総務部契約課長並びに帯広防衛支局及び熊本防衛支局の総務課長並びに東海防衛支局会計課長をいう。以下同じ。）を経由して当該情報を入手した当該部局の区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した文書（別記様式第1号）により照会することができるものとする。

イ 暴力団対策主管課長は、1(2)アによる照会を受けたときは、当該業者が暴力団関係業者に該当するか否かについて、地方防衛局会計課長等に対し速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

ウ 暴力団対策主管課長は、1(2)アによる照会以外で、暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認した場合には、当該事実の確認された区域を管轄する地方防衛局会計課長等に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通報することができるものとする。

エ 1(2)イにより暴力団対策主管課長が行う暴力団関係業者に該当する旨の回答又は1(2)ウにより暴力団対策主管課長が行う通報をもって、暴力団対策主管課長が地方防衛局会計課長等に対し、当該暴力団関係業者について排除要請を行ったものとする。

地方防衛局長又は地方防衛支局長は、この要請があった業者等、明らかに受注者等として不適当であると認められる業者については、別に定められる手続に従い、防衛省が発注する工事等から排除するものとする。

オ 暴力団対策主管課長は、1(2)エの排除要請を行った暴力団関係業者について、その後の事情変更により排除する必要がなくなった場合には、地方防衛局会計課長等に対し、排除要請の取消しを通知するものとする。

カ 発注者は、排除要請のあった暴力団関係業者の排除の継続又は取りやめについて、当該排除要請が行われたときからおおむね1年ごとに、地方防衛局会計課長等を経由して暴力団対策主管課長に対し、文書（別記様式第4号）により確認を行うものとし、暴力団対策主管課長は、速やかに文書（別記様式第3号）により回答するものとする。

2 受注者等が暴力団員等から不当介入を受けた場合の連絡体制等

(1) 不当介入を受けた場合における受注者等の措置義務について

防衛省が発注する工事等の受注者等が暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）から地元対策費名目等での金品の要求や暴力団関係業者を下請等として使用することの要求等の不当要求又は現場事務所を損壊する等の妨害行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該受注者等に対して、都道府県警察への通報及び捜査上必要な協力並びに発注者への報告を行うこと（以下「都道府県警察への通報等」という。）を義務付けることとし、その実施に係る都道府県警察と地方防衛局等の連絡体制等は以下のとおりとする。

(2) 都道府県警察が不当介入の通報を受けた場合の取扱いについて

防衛省が発注する工事等の受注者等が、暴力団員等から不当介入を受け、都道府県警察にその旨を通報した場合には、都道府県警察は、その内容に応じて、受注者等に対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団対策法に基づく行政命令の発出、受注者等及び発注者の万全な保護対策の徹底を図るものとする。

(3) 受注者等が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる場合の取扱いについて

ア 暴力団対策主管課長は、防衛省が発注する工事等の受注者等が暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず都道府県警察への通報や捜査上必要な協力を行うことを怠ったと認められる事案を認知した場合には、地方防衛局会計課長等に対し、速やかに文書（別記様式第5号）により通報するものとする。

イ 発注者は、2(2)アの通報を受けた場合には、その事実の内容について確認の上、速やかに所定の措置を講ずるとともに、地方防衛局会計課長等を経由して暴力団対策主管課長に対し、措置結果を文書（別記様式第6号）により回答するものとする。

3 その他

暴力団対策主管課長及び地方防衛局会計課長等は、本合意書に定めるもののほか、現場の実情に応じて個別に取り決める等の方法により、相互に協力し、緊密な連携の下、暴力団排除を推進するものとする。

照 会 書			
商号又は氏名			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
照会事項	防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
(〇〇防衛局総務部〇〇課長)			

別記様式第2号

文書番号

発簡年月日

(〇〇防衛局総務部〇〇課長) 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づく回答について

防衛省が発注する工事等から暴力団排除に関する合意書に基づき、(元号)〇年〇月〇日付(文書番号)で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 商号又は氏名

2 所在地

3 代表者

4 照会に係る調査結果

- ・ 該当する
- ・ 該当しない

5 理由

6 その他

別記様式第3号

文書番号

発簡年月日

(〇〇防衛局総務部〇〇課長) 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長

防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づく通報について

下記の業者について、防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当すると認める事実を確認したので通報します。

記

- 1 商号又は氏名
- 2 所在地
- 3 代表者
- 4 該当する理由
- 5 その他

照 会 書			
商号又は氏名			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
照会事項	(元号) ○年○月○日付 (文書番号) により排除要請のあった上記の者について、防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当するか否か。		
備 考			
上記のとおり照会します。			
□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿			
(○○防衛局総務部○○課長)			

別記様式第5号

文書番号

発簡年月日

(〇〇防衛局総務部〇〇課長) 殿

□□県警察本部暴力団対策主管課長

(〇〇防衛局)が発注する工事等において暴力団員等から不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる事案について(通報)

(貴〇〇防衛局)が発注する工事等の受注者等が、受注した工事等において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、□□県警察への通報を怠ったと認められたため、防衛省が発注する工事等からの暴力団排除に関する合意書に基づき、別紙のとおり通報します。

別添書類：別紙

	取扱警察	県警察署 課
受注者等	所在地 () —	
	商号又は氏名	
	代表者 () —	
不当介入に係る行為者	住所 氏名	
発生日時・ 場所 工事等件名	(元号) 年 月 日 時 分頃 工事等件名	
受注者等からの通報、捜査上必要な協力を得られなかった事案(不当介入の内容・被害の状況)		
受注者等の通報、捜査上必要な協力についての対応状況		

別記様式第 6 号

文 書 番 号

発簡年月日

□□県警察本部暴力団対策主管課長 殿

(○○防衛局総務部○○課長)

(○○防衛局)が発注する工事等において暴力団員等から不当介入を受けた
受注者等が都道府県警察への通報等を怠ったと認められる事案について (回
答)

(元号) ○年○月○日付 (文書番号) で通報のあった事案については、下記のとおり、
当該受注者等に対して措置したので回答します。

記

- 対象業者
- 措置年月日
- 措置内容